

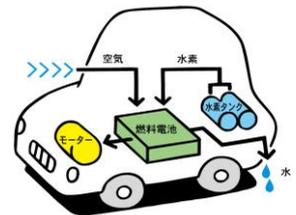


電気自動車等及び同充電設備導入費用の一部を補助します。

燃料電池自動車又は電気自動車等の普及を促進し、もって地球温暖化対策の推進を図ることを目的として、電気自動車等及び同充電設備の導入に対し補助を行います。

対象者 下記の(1)～(5)のすべての要件を満たす方が対象となります。

- (1) 次のいずれかに該当する方
 - ① 補助金の交付申請をする日において町内に住所を有する個人
 - ② 補助金の交付申請をする日において町内に事業所等を有する法人
(国、独立行政法人、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く)
- (2) 補助対象車等を新車(新品)で導入した方
- (3) 車両の初度登録が令和6年4月1日から令和7年3月31日までに行われている方
- (4) 過去5年以内に本補助金の交付決定の対象となっていない方
- (5) 町税の滞納及び町に対する債務の不履行がない方
- (6) 暴力団員でない方、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しない方



補助対象および補助金交付額

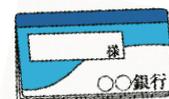
補助対象	補助金交付額
燃料電池車	上限5万円/台 車両本体価格の1/2
電気自動車	上限5万円/台 車両本体価格の1/2
プラグインハイブリッド車	上限5万円/台 車両本体価格の1/2
電気自動車等充電設備(普通充電・急速充電)	上限10万円/台 本体価格の1/2

申請の流れと必要な添付書類

- (1) 電気自動車等又は同充電設備を導入し、お店から下記の書類をもらってください。
 - ① 車両代金等の支払いを確認できる書類(申請者あての領収書の写し等)
 - ② 自動車検査証又は電気自動車等充電設備の仕様が確認できるもの。設置状況を示す写真



- (2) 補助金申請書に必要な事項を記載し下記の書類と一緒に環境防災課へ提出してください。
 - ① 車両代金等の支払いを確認できる書類(申請者あての領収書の写し等)
 - ② 自動車検査証又は電気自動車等充電設備の仕様が確認できるものの写し
 - ③ 申請者名義の補助金振込先の通帳の写し
 ※申請の際には、印鑑をお持ちください。



- (3) 申請書類の審査後、交付決定通知発送。その後、補助金が振り込まれます。

申請期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

詳しくはホームページをご覧ください。
<https://www.town.hirono.fukushima.jp/kurashi/anzen/1002862/1004182.html>



【問い合わせ先】
広野町 環境防災課
電話：0240-27-2114